台風１９号接近にともなう営業について

この度の台風１９号につきましては警戒しなければならない勢力であることから、スクールを中止させていただく場合がございますので、以下の基準をご確認ください。

＜中止基準＞

1. 暴風警報もしくは特別警報（種類にかかわらず）発生の場合
2. 7：00の時点で発令中⇒12：30までのスイミングスクール、体操教室は中止
3. 11：30の時点で発令中⇒17：00までのスイミングスクールは中止
4. 11：30以降に発令した場合、その都度HPにてお知らせいたします。
5. スタジオレッスンおよび大人スイミングレッスンは講師が来られない場合は中止

＜閉館基準＞

上記中止基準または公共交通機関運行停止により営業が困難であると判断した場合は、閉館する可能性がございます。閉館につきましてはHPにてお知らせいたします。

※営業途中で閉館する場合もございます。

スポック富士見